

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2021 年 3 月 9 日
三井製糖株式会社

株式交換に関する事前開示書類の変更事項

東京都中央区日本橋箱崎町 36 番 2 号
三井製糖株式会社
代表取締役社長 森本 卓

当社は、2020 年 10 月 15 日付で大日本明治製糖株式会社（以下「大日本明治」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2021 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、大日本明治を株式交換完全子会社とする株式交換を行うこととし、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書類」といいます。）を備置しておりますが、今般、その記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書類の「別紙 3」の内容を、別添のとおり変更いたします（変更箇所には下線を付しております。）。

以 上

別紙3 株式交換完全子会社に関する事項

(変更前)

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

(省略)

2. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

3. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(省略)

(変更後)

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

(省略)

2. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

大日本明治は、2021年3月5日付の取締役会決議により、2020年12月末日を臨時決算日とする臨時計算書類等を承認いたしました。当該臨時計算書類等の内容は別紙5のとおりです。

3. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(省略)

臨時貸借対照表

2020年12月31日現在

(単位：千円)

[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	19,063,133	流 動 負 債	3,916,039
現 金 及 び 預 金	852,537	買 掛 金	2,014,988
受 取 手 形	50,721	短 期 借 入 金	80,000
売 掛 金	3,046,218	リ ー ス 債 務	1,636
製 品	2,183,708	未 払 金	129,886
原 料	1,148,461	未 払 法 人 税 等	364,848
仕 掛 品	267,421	未 払 消 費 税 等	209,553
貯 蔵 品	207,854	未 払 費 用	748,655
前 払 費 用	25,280	預 り 金	40,066
未 収 収 益	6,852	仮 受 金	26,817
短 期 貸 付 金	11,245,000	賞 与 引 当 金	30,589
未 収 入 金	24,374	環 境 対 策 引 当 金	199,000
その他の流動資産	6,141	その他の流動負債	69,997
貸 倒 引 当 金	△1,437	固 定 負 債	581,711
固 定 資 産	10,712,438	リ ー ス 債 務	2,332
有 形 固 定 資 産	1,153,338	退 職 給 付 引 当 金	438,544
建 物	171,308	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47,265
構 築 物	6,214	資 産 除 去 債 務	59,069
機 械 装 置	55,938	長 期 預 り 保 証 金	34,500
車 両 運 搬 具	528		
工 具 器 具 備 品	34,487	負 債 合 計	4,497,750
土 地	880,314	[純 資 産 の 部]	
リ ー ス 資 産	2,516		
建 設 仮 勘 定	2,029		
無 形 固 定 資 産	142,663	株 主 資 本	25,275,799
ソ フ ト ウ ェ ア	142,663	資 本 金	2,000,000
投資その他の資産	9,416,436	利 益 剰 余 金	23,275,799
投 資 有 価 証 券	410,467	利 益 準 備 金	500,000
関 係 会 社 株 式	6,063,410	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,775,798
出 資 金	800	別 途 積 立 金	12,238,990
長 期 貸 付 金	2,417,000	繰 越 利 益 剰 余 金	10,536,808
繰 延 税 金 資 産	375,265	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,021
そ の 他 の 投 資	152,074	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,021
貸 倒 引 当 金	△2,581	純 資 産 合 計	25,277,820
資 産 合 計	29,775,571	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,775,571

臨時損益計算書

自 2020年 4月 1日

至 2020年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
砂糖売上高	22,051,481	
食品売上高	1,464,820	23,516,301
売 上 原 価		
砂糖売上原価	17,237,502	
食品売上原価	1,241,946	18,479,448
売 上 総 利 益		5,036,853
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,733,825
営 業 利 益		1,303,027
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	37,162	
為 替 差 益	165	
その他の営業外収益	24,842	62,170
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
その他の営業外費用	5,719	5,725
経 常 利 益		1,359,472
特 別 利 益		
本店移転補償金	159,216	159,216
特 別 損 失		
固定資産除却損	1,642	
環境対策引当金繰入額	199,000	
減 損 損 失	323,362	524,005
税引前臨時期間純利益		994,683
法人税、住民税及び事業税	418,750	
法人税等調整額	△108,250	310,500
臨 時 期 間 純 利 益		684,183

個 別 注 記 表

自 2020年 4月 1日
至 2020年12月31日

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 製品

月別総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b 原料

月別総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

c 仕掛品

月別総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

d 貯蔵品

月別総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び構築物	2 ～ 45年
・機械装置	2 ～ 10年
・車両運搬具	2 ～ 4年
・工具器具備品	2 ～ 20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当臨時決算期に負担すべき支給見込額を見積計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当臨時決算期末における退職給付債務及び外部積立資産の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、社内規程に基づく当臨時決算期末要支給額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当臨時決算期に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

当社が所有する土地の一部について土壌汚染が判明したことにより、土壌汚染処理の損失に備えるため、見積可能な支払見込額を計上しております。

4. その他臨時計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(債務保証)

次の会社について、仕入先への支払債務に対して債務保証を行っている。

保証先	金額 (千円)	内容
ダイヤモンドクリエーション(株)	8,021	営業債務

(その他追加情報の注記)

1. 三井製糖株式会社及び日本甜菜製糖株式会社との資本業務提携契約の締結について

当社、三井製糖株式会社（以下「三井製糖」といいます。）及び日本甜菜製糖株式会社（以下「日本甜菜製糖」といいます。）は、3社が2020年3月25日に公表した「大日本明治製糖株式会社と三井製糖株式会社との経営統合、及び日本甜菜製糖株式会社との資本業務提携に向けた協議開始について」にてお知らせ致しましたとおり、大日本明治製糖と三井製糖の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）及び本持株会社（下記（注）に定義します。）と日本甜菜製糖との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に向けて3社間で協議・検討を進めてまいりました。当該協議・検討の結果、2021年1月15日付の取締役会にて決議を行い、同日に大日本明治製糖、三井製糖、日本甜菜製糖の間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結致しました。

(注) 三井製糖は、大日本明治製糖及び三井製糖が2020年10月15日付で締結した株式交換契約に定める株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として、三井製糖吸収分割準備株式会社（三井製糖の完全子会社として2020年10月16日に設立された会社（以下「分割準備会社」といいます。））との間で、2020年11月25日付で締結した吸収分割契約に定める吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにより、持株会社体制に移行する予定です。さらに、三井製糖及び分割準備会社は、本株式交換及び本吸収分割の効力発生を条件として、それぞれ商号を「DM三井製糖ホールディングス株式会社」及び「三井製糖株式会社」に変更する予定です（以下、商号変更後のDM三井製糖ホールディングス株式会社を「本持株会社」といいます。）。

2. 食品事業の一部譲渡について

当社は、2020年10月15日付の取締役会にて、当社の食品部門で取り扱う一部商品及び当該商品の製造拠点である堺事業所を、三菱商事ライフサイエンス株式会社に2021年3月31日をもって譲渡することについて決議し、同日付で事業譲渡契約書を締結しております。

2021年3月3日

大日本明治製糖株式会社

代表取締役社長 佐藤 裕 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 坂 上 藤 継
業務執行社員

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社の2020年4月1日から2020年12月31日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書及び個別注記表に対する会計監査報告の内容について、添付の独立監査人の監査報告書をもって通知いたしますので、ご査収ください。この監査報告書において表明している監査意見は、最終確定したものであり、署名・捺印し袋とじしたのちに提出する監査意見と同一です。

なお、署名・捺印した独立監査人の監査報告書は、別途、貴社からご提供いただいた臨時計算書類とともに袋とじしたのち、速やかに提出いたします。

敬具

独立監査人の監査報告書

2021年3月3日

大日本明治製糖株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂上 藤 継 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第441条第2項の規定に基づき、大日本明治製糖株式会社の2020年4月1日から2020年12月31日までの臨時会計年度の臨時計算書類、すなわち、臨時貸借対照表、臨時損益計算書及び個別注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の臨時計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該臨時計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「臨時計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

臨時計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して臨時計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない臨時計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

臨時計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき臨時計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

臨時計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての臨時計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から臨時計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、臨時計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 臨時計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として臨時計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において臨時計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する臨時計算書類の注記事項が適切でない場合は、臨時計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 臨時計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた臨時計算書類の表示、構成及び内容、並びに臨時計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

令和2年4月1日から令和2年12月31日までの臨時決算期における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、監査の方針に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社並びに主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第一項及び第三項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等から整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等にしがたって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年3月3日

大日本明治製糖株式会社

常勤監査役

巨島 誠



監査役

鈴木 正規

